

平成29年5月

委員総会議事録

松本市農業委員会

平成29年5月 松本市農業委員会 委員総会 議事録

1 日 時 平成29年5月31日（水）午後1時27分から午後2時43分

2 場 所 大会議室（本庁舎3階）

3 出席委員 45人

1番	柿澤 潔	2番	丸山 敏郎
3番	森田 大樹	4番	北川 和宏
5番	百瀬 芳彦	6番	岡村 時則
7番	上條 陽一	8番	上條信太郎
9番	河野 徹	11番	三村 和弘
13番	中島 孝子	14番	荒井 和久
15番	細田 範良	16番	波田野裕男
17番	赤羽 隆男	18番	竹島 敏博
19番	丸山 寛実	20番	上條萬壽登
21番	小林 弘也	22番	塩原 忠
23番	古沢 明子	24番	上内 佳朋
25番	柳澤 元吉	26番	波多腰哲郎
27番	田中 悦郎	28番	伊藤 修平
29番	橋本 実嗣	30番	小沢 和子
32番	窪田 英明	33番	上條英一郎
34番	百瀬 道雄	35番	伊藤 素章
36番	忠地 義光	37番	百瀬 文彦
38番	小松 誠一	39番	菅野 訓芳
40番	百瀬 貞雄	41番	前田 隆之
42番	青木 秀夫	43番	萩原 良治
44番	波場 秀樹	45番	百瀬 秀一
46番	金子 文彦	48番	上條 信
49番	赤羽 米子		

4 欠席委員 3人

12番	太田 辰男	31番	竹内 益貴
47番	三村 晴夫		

5 議 事

議案第11号 平成28年の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について

6 報告事項

- (1) 平成29年度松本市農業活性化シンポジウムについて
- (2) 4月定例部会報告
- (3) 主要会務報告

7 その他

寿・内田地区の農地中間管理事業に対する取組みについて〔事例報告〕

- 8 出席職員 農業委員会事務局 局長 窪田 京子
〃 局長補佐 板花 賢治
〃 〃 小西 えみ
〃 担当係長 齋藤 信幸
農政課 課長補佐 櫻井 正志
〃 主 査 松村 豪治
松本農業改良普及センター課長補佐 西嶋 秀雄

(その他の出席者)

前、寿・内田地区農業再生協議会長 古幡 進一 氏
J A松本ハイランド女鳥羽支所営農生活課長 酒井 芳明 氏

- 9 会長あいさつ 小林会長

- 10 会議の成立 農業委員会等に関する法律第21条第3項により成立

- 11 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により小林会長が議長に就任

- 12 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 44番 波場 秀樹 委員

45番 百瀬 秀一 委員

〔書記〕板花局長補佐 小西局長補佐

- 13 会議の概要

議 長

本日の議案ですが、総会、部会合わせて19の議案が提出をされております。このうち、議案第27、28号の「農用地利用集積計画の決定の件」並びに第29号の「農用地利用配分計画案の承認の件」につきましては、農業振興部会に事前の内容審査を付託いたします。農業振興部会では、内容審査を行い、意見の集約の上、農地部会に報告をしてください。

本日は、先ほど申しましたが、寿・内田地区の農地中間管理事業に対する取組みについて、参考にしていただくために、お忙しい中をお二人の方に農業委員会にお越しをいただいております。

ご紹介いたします。前の内田地区農業再生協議会長の古幡進一様でございます。

古幡氏

こんにちは。よろしく申し上げます。

議 長

2年前まで寿・内田地区の農業再生協議会で事務局を担当され、現在はJ A松本ハイランドの女鳥羽支所営農生活課長の酒井芳明様でございます。

酒井氏 よろしく申し上げます。

議長 議事の進行の順番を変えまして、寿・内田地区の取り組みについて、事例報告をいただきたいと思います。
それでは、事務局から本日の目的と意図について説明をお願いいたします。
板花補佐。

板花局長補佐 それでは、事務局から目的と意図について説明させていただきます。
以後の説明、着座にて失礼させていただきます。

昨年4月からは、会長挨拶ありましたとおり、改正農業委員会法が施行されて、旧体制の農業委員会の農地と利用の最適化の推進業務につきましては、現在の農業委員が担うこととされています。このため、国、県、農業会議からお願いされているところですが、農地中間管理事業の推進について、農業委員さんにぜひご協力をいただきたいところであります。

市内では、事業が創設された平成26年度以降、各地区の再生協議会等で制度の普及推進に取り組んでいただいておりますけれども、お手元の資料、別冊の本日配付した資料を1枚めくっていただきまして、1ページをごらんいただきたいんですが、そこに農地中間管理事業の進捗状況一覧表という表があります。表を見ていただくと、市内で一番効果を上げているのが、旧市というのは、確かに一番実績が上がっているんですが、市街化区域の農地が入っていないというふうな事情もあるわけでございます。

旧市を除くと、一番が寿・内田地区ということになります。農地面積が596ヘクタールに対して、28年度末までに176ヘクタールの中間管理事業の活用実績と、約30%の集積状況ということでございます。その次が島立地区で、約22%の集積ということになっております。このような状況から、寿・内田地区の事業に対する取り組みについて、どのような活動を行い、どのようなご苦労があったのかということをお教えいただきまして、今後の委員活動の参考としていただくために、本日このような機会を設けたということでございます。

また、国の補助金や交付金等、いろいろな事業採択の要件に中間管理事業の取り組みがかかわってまいります。ということで、委員の皆様、無理のない範囲で各地区において集積、集約化についてお願いできればという趣旨でございます。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。
続きまして、農政課から農地中間管理事業の概要や関連する補助事業、それとまた寿・内田地区の取り組みの事例について、改めて説明をお願いいたします。
櫻井補佐。

櫻井（農政課） 農政課担い手担当の櫻井ですが、よろしく申し上げます。

手短に、私のほうから農地中間事業の概要、また最近の動き、それと国・県の今の同行というところで若干説明をさせていただきます。

めくっていただきまして、3ページからになります。

この資料は県がつくった資料でありまして、実は先週、農地中間管理事業の推進会議というのがありまして、そこで使われた資料でございます。

まず、1のところで、農家人口が減り、高齢化が進み、耕作放棄地がふえているというのを全国並びに県の数字として示されているということで、こういう前提があるということで見ただければいいかなと思います。

2番のところで、創造プランということで書いてありますが、この25年に国が策定した創造プランに基づいて国が施策をやっている、そのうちの1つがこの農地中間管理事業だというふうにご理解ください。

めくっていただきまして、4ページ、(5)の①ですね、農地中間管理事業でコストカット等していったって、先ほど小林会長からもありましたけれども、10年後には担い手に農地の8割を集めると、ここで明確に目標が定められているということでもあります。

3番、農地中間管理事業の推進ということで書いてありますけれども、機構とはとかいろいろ書いてありますが、その辺は割愛をさせていただきます、(4)、じゃ県はどういうふうを考えているかということなんです、国の8割に対して、平成35年までに68%を担い手に集積したいという目標を持って、今、進めているところです。

次、5ページです。

(5)で中間管理機構の実績ということで書いてございます。項目のところ、佐久、上田、諏訪とかありますけれども、これは地方事務所地域振興局の単位になります。それが26、27、28年でどれだけ面積こなしてきたかということで見ただけだといいと思いますが、松本については463ヘクタール中間事業でやってきた。先ほど会長からありましたけれども、26から27については、大変面積も伸びたんですが、協力金の金額が2万円から1万5,000円に下がったということも影響しているかと思いますが、28年に失速をしていると、こういうことであります。これは、長野県もそうですけれども、全国的に見てもそういう傾向になっております。

それに対して、県としては、支援チームをつくって、積極的な話し合い活動に県みずから入っていくよということを5ページ、6ページのところで言っております。

さて、8ページを見ていただきたいと思います。

土地改良事業の関係ですね。採択要件として、農地中間管理事業をやっている地区または農家、または集積率が何%以上ないと採択しないよという事業が昨年から出てきております。そんなことを説明している資料なんです、9ページを見てください。土地改良事業だけじゃなくて、産地パワーアップですとか、強い農業づくりですとか、通常今までやったハード事業の補助事業についても、中間事業をやっていないところはやらせない。または、ポイント制で上から採択するんですが、やっていたらやっています

ところほどポイントを上げるよと、採択しやすくするよ、こういう傾向になってきていることは事実です。

特に、国庫補助事業1の4ですね。農地耕作条件改善事業、これについては何か国は力を入れていまして、今、土地改良事業も大型の土地改良事業はほとんどありませんので、できるだけフットワークがいい小規模の事業については、これでやらせたいという動きがありまして、ここに重点的に予算を盛ってきているという見方ができます。

12ページを見ていただきたいんですが、土地改良事業、この表で見ますと、農業農村整備事業、農山漁村交付金、それから3番目に農作耕作条件改善事業、これが先ほど言った事業になります。28年は123億円だったのが、今年は倍額で、236億円ついています。さらに、昨年、補正予算で172億円もあるということで、ことし400億円あるんだと。ついては、追加の事業をどんどんやってもらって、この次は土地事業をやってくれというふうに国と県が誘導しています。でも、実際に農地中間事業をやっていない事業が要望しても、できないという実態が発生しているというふうに見てください。

この土地改良事業は、13ページ、14ページのところで、比較的小規模な簡易な事業ができる、非常にフットワークのいい事業になっています。

15ページをごらんください。

これについては、4月の農業新聞ですけれども、箕輪町で、先ほど言った事業で、水の不便だったところに水路を再整備をして、非常に環境がよくなったと。そうなったときに、担い手にどうやって集めるんだと。真に将来的に期待できる担い手って誰なんだという、この事業をきっかけに話し合い活動が進み、人・農地プランと絡めながら実績を上げたという事例がここで紹介をされていますので、つけておきました。

資料はありませんけれども、私どもとしては、利用権設定、円滑化事業、今までだったら貸し借りというのは大変松本は進んでいたという実績があります。寿・内田の場合は、これを解約して、農地中間管理事業に持っていったと。それに対してお金も出た、こういうことになります。全国的に見ると、この円滑化事業が進んでいた都道府県は農地中間管理事業は進まないという実態があります。もう流動化も集積化もできているんだから、協力金なんか要らないと。地域集積協力金なんか要らない。十分成果を上げているという判断している都道府県もあります。だけれども、今言ったように、いろいろなハード事業、それから土地改良事業が中間管理事業をやっていないことでできなくなる。産地として後退しかねないという実態を将来的に招くとすれば、これは問題だろうというふうに私どもも思っています。県、機構に対して、もっと簡単に手続できるようにしてくれとか、あと10年、5年という期間を限定するんじゃないかと、そういうルールづくりをしてくれないかということでこの1年やってきましたが、非常に冷たい回答しか来ていないというのが実態でありまして、半ば県段階ではあきらめムードといいますか、地元がやらないなら、おらっちはしようがないというような雰囲気があります。です

ので、地元の取り組みに期待しますよというふうに聞こえますので、先ほどこから会長からも、事務局からも話がありましたけれども、農業委員さんがどこまでかかわれるかというのはちょっとあると思いますけれども、この地域集積協力金も、2万円が1万5,000円になり、来年は1万円になっちゃいます。来年で終わっちゃいます。だから、もう今頑張るしかないかなと思いますが、2万円のときにやっておけばよかったというのが本音だと思いますが、何しろ担い手の皆さんが積極的に足を使わないと、これ、できないことになりますので、地区の事情はもちろんあると思います。難しいことがあると思いますが、ぜひ地元に戻ってご検討いただければありがたいということで、私のほうからは以上です。

議 長

ありがとうございました。

今、中間管理事業に関しまして、櫻井補佐のほうから機構の説明をいただいたわけですが、やはり今話にありましたように、実績としてそういうのが寿・内田地区であるわけでありますので、ただいまから、最後のページに事業の推進事例というふうなことでありますが、これから皆さんからこれに関して質疑応答によって、どういう形でこれだけの成果があり、今に至っているかというふうな話を酒井課長様からこれより1時間、皆さんの質問の中でやらせてもらえればと思っております。

ちょっと私からお聞きしたいんですけれども、短時間の中でこれだけの中間管理事業の集積をしていただいたわけですが、どういうふうに、例えば内田営農の理事長が各家庭に回ってやったとか、そんなことはどういう形でやったか、ちょっとお話をいただければと思います。

古 幡 氏

古幡でございますが、今まで寿の再生協議会の会長をやっていますし、内田営農の代表ということでやっております、寿・内田地区は人・農地プランの1つのエリア内にあります。そのエリア内でのブロックを、中間管理事業はこのブロックの中でやらなきゃいけないということがまずありました。

そして、大きな組織が4つありまして、寿には鉢伏ファーム、そして小赤営農、そしてアグリランド松本、それから内田営農ということになります。また、大きくやっている担い手もありまして、その方たちを中心に、あと勉強会をやったということになります。

もともとは土地改良事業によって、それによってですね、機械利用組合、大型機械を購入するという機械利用組合が母体でありました。特に内田においては、230件の組合員がおりました。それをですね、それはいいか。機械利用組合を法人にして、内田営農というふうになったわけですが、そういう営農のやっぱり効率化、あるいは国からのそういう法人化にする要請を受けていたわけですが、それをやったということになります。

そういう大きな組織もあるということで、やりやすかったのは、やはりほとんどが集積円滑化事業をやっております、それが中間管理事業に移行するというところでございました。ここに推進の事例ということで申し上げ

であるわけですが、ほとんどこのとおりでございます。

それで、こういった組織、担い手を集めて、説明会、そして特には再生協議会の中でこういう人たちの意見を聞きながらやってきたわけです。

方法というか、内田、特に内田で申しますと、その円滑化事業に入っている場合については、公民館というか、地区のJAの事務所ですが、そこへ集めて、まずこれやるから、判こを持ってこいよということで集めて、説明しながらやったわけです。

それで、そういう申し込みの中で、内田営農で書類は全部つくりましたが、今現在、148名、圃場枚数にしますと、田んぼが252枚、畑が184枚ですか、これは28年度も含んでいるわけですが、田んぼが35町歩、畑が19町歩ですか、こんなことで、148名の方の印鑑をもらいながら、書類をつくったということでございます。

一番の大変だったということは、やはり地元にはいない人、土地はこちらにあっても、地元にはいないという人の対応ですね。それと、特に相続が済んでない、この人たちについては、対象相続人という形でよかったですけど、全員、権利のあるそういう人から全員の承諾をいただかなければならないということで、非常にこの部分が負担がかかったわけですが、どうしてもできなかったという部分が二、三人いまして、それはそのまま円滑化事業を進めているということでございます。

私も、再生協議会の会長として、初めはちょっと考えたわけですが、やはりこれだけの大きな組織の皆さんが、やろうじゃないかということを決断をしていただいたということで始めたわけですが、特に私、内田ということでやったわけですが、北6区については、北6区じゃなくて鉢伏ファームだ。鉢伏ファームについては、このようなことは含めないで、個々に回って判こをいただいたというふうなことでありまして、それぞれ組織によっては違っているわけですが、内田については、内田あるいは小赤営農については、そんな形で、一堂に集めてお願いをし、申込書をいただいたということでもあります。

ちょっととりとめのないことではありますが。

議長

ありがとうございます。

今、古幡、営農組合の理事長さんからの話がありましたが、皆さん何か質問ありますか。

今ここに約50町歩で5,000万円というふうな、一応管理事業の推進費として出たわけではありますが、地主の地権者に対してはどのくらい、2万円のうちのどのくらいをあれしたのか、ちょっとお聞かせ願いたい。

古幡氏

この図の中にありますように、図面に、ちょっと再生協議会の中にありますように、半分・半分と、5割・5割ということで、1万円ずつ地主と組織のほうへやっとな、こういうことでもあります。

議長

ほかに皆さんの中で何かありますか。

田中委員。

田中委員

ちょっと2点、立場が変わってお願いしたいんですが、まず農政課のほうで、そういう古幡さんたちのところは、組織、大きい団体のまとまりがあった中での取り組み方なら、そういう比較的取り組みやすいと思うんですが、各地域によって、そういう組織がないところは、どのような取り組みが一番ベストかというような、農政からお願いしたいのと、それと古幡さんの関係で、何か漏れ聞くとところによると、新しいトラクターがばんばんあって、新しい田植え機がどんどんやって、コンバインがあると、この取り組みのおかげで。漏れ承るところ、そういう話も聞いておりますので、その辺の、やったために、この辺のメリットがあった。さっきの集積金の5,000万円のほかに、補助金でどんな取り組みがあって、どんな状況かという甘い蜜をちょっと教えていただきたいと思います。

議長

この右側に中間管理事業の状況について書いてある。
じゃ、櫻井補佐のほうで答弁をお願いします。

櫻井（農政課）

一応、じゃ農政課の担当ということで、26年にこの事業がスタートしたときに、各再生協のほうに私ども農政課の職員入りまして、説明会をしております。

例えばの話なんですけど、私は島内地区の担当をやっていたので、島内、やっぱりさっき言ったように、担い手の皆さんがやるって決定しないと、書類をつくれないう話なんですよね、担い手の皆さんを集めて、3回説明会やりました。だけれども、やるぞという決定に至らなかったんです。ですので、寿・内田地区については、JAのリーダーシップもありますけれども、取り組みやすかった土壌があったのかなというふうには思います。

ほかの地区も、やったところもあったのかなと今になれば思うんですが、やっぱり担い手が大勢いるところはやりにくいよなということは、当時というか、今でも感じているところでございます。

議長

今、田中振興部会長から、私も隣村で、ちょうど内田営農のところは、私の生まれどころじゃないですけども、ありまして、大変立派な機械がずらずらと並んでいるもんですから、どういう形でいい営農チームができているなというようなことなんですけど、その辺のところも何か、理事のほうでちょっとお願いします。

古幡氏

機械の更新については、直接的には中間管理事業とは関係ないわけですが、法人という、農業法人というメリットなんですけど、農業強化準備金の積み立てによって購入したということです。これは、これによって購入した場合、減価償却をしながらでもいいということで、実際にはゼロにはしないけれども、一応そういうメリットがあるということなんですよね。積立金によって購入するということです。

議長

ほかにこの取り組みについてどうですかね。質問あったらお願いします。

ちょっと私のほうなんですけど、去年のというか、ことしの機構絡みの土地改良区の採択の事業が、また櫻井さんに確認しますが、たしか小赤のあそこに、エプソンの下にため池というのがあって、そこの堰堤事業に大きな補助金がついたことと、それから〇〇農場か、小さい土地改良事業について。そのほかは、ほとんど土地改良区に予算が多分つかなかったと思いますが、中間管理事業でこういうふうに、寿のように一生懸命集積しているところに重点的に補助金をつけるというような多分傾向だと思います。従来のように、土地改良区が今の耕地林務課へ行って、ここがああだこうだというような、そういったことがこれから恐らく通用しなくなると思います。

そういう点で、これからの最適化推進委員の仕事も、やはりそういったことも含んで、どうもやっていかなきゃ、土地改良区と農業委員会との連携というふうな、よく意思疎通をしてやっていかなきゃいけないなということをつくづく私は感じているわけですが、櫻井補佐、どうですか、その辺。ちょっと説明してもらえ。

お願いします。

櫻井（農政課）

今、会長さんから話がありましたとおり、寿の土地改良事業、それから島内では、小さな昔の開田ないし開田すらやってないような田んぼの小さなところが国道の北側にあります。そういうところも担い手が借りているんですけども、非常に条件が悪いということで、あぜを抜くだけで田んぼが広がる。高低差がないということですね。そういった簡易的な事業が先ほど言った条件整備事業でできるということです。

ですので、島内も実は表を見ていただければ、寿・内田ほどじゃないですが、地道に面積を伸ばしてきています。そんなこともあって、そういった事業が採択になってきているということで見たいと思います。

なかなかこういう土地改良事業、個人の事業もできるというのはそうはいと思いますので、こういう事業は非常に貴重だなというふうに私どもも見ていますので、やっぱり先ほど何ページかな。中間事業をやってないといけない事業というのがありましたけれども、これは絶対間違いなくこれからふえていくはずですので、ただ、国は来年あたり、5年たって、大きくかじを切るんじゃないかという情報も実はあったりするものですから、ちょっと動向を見ないといけないんですが、今私どもがやれることは、少しでも中間管理事業に切りかえていく。この土地改良事業をやる意味でも必要なのだと、こんなふうには感じております。

議長

ありがとうございました。

今月の常任会議員会議のときに、県の企画課長さんが来まして、この中間管理事業と土地改良区の話全部していただいたんですが、9ページですけども、9ページの上から4番目に国がこういった農地耕作改善事業と

いうふうなことの中で、国が50%、あるいはまた55%、それから県がここに1%と書いてありますけれども、この下のところに、この事業のいわゆる中間かなり機構に活用して、集積を行った場合には、この1%を、その集積率によって1%まで上げますということ、60%まで県が持つというふうな、そういうところに方向を変えたというふうなことを盛んに県で説明しておりましたし、それは、今現在、中間管理機構にこれだけの集積率があるんだけれども、5年後にここまで上げるということになれば、この数字を上げていくことができるんだというふうなことの中で、ぜひとも土地改良区の皆さんとも、これから農業委員会とも連携をとりながら、こういった取り組みをしていってもらわなければいけないなというふうに思うわけでありませう。

ほかにどうですか、何か質問ありましたら。

[質問、意見なし]

議 長

これからですね、方向性として、今、櫻井さんの言われたように、ちょっと見通しの悪いところもありますわけですが、本件につきましては、これで終了したいと思います。

現場で苦勞された貴重なご意見をいただきまして、我々農業委員会もこの活動に対して見習いまして、冒頭の機構への農地集積、集約に向けて努力を続けていかなければいけないと思います。

本日は大変お忙しい中を農業委員会にご出席をいただきまして、ありがとうございました。古幡さん、酒井さん、ありがとうございました。

委員の皆様の手拍子をもってお礼をしたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

（古幡氏、酒井氏退席）

議 長

それでは、これより議事に入ります。

議案第11号「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について」、事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

それでは、本冊資料に基づき説明いたします。

1ページでございます。

こちら、まず要旨でございますが、国の通知であります農業委員会事務の実施状況等の公表について、平成28年3月4日付の通知でございますが、こちらに基づいて策定した28年度の点検・評価、そして29年度の活動計画につきまして決定をいただくものでございます。

参考まで、国の通知は13ページから14ページにつけております。これがこの通知でございます。この通知の中では、農業委員会は、区域内の農

地の利用の最適化推進状況、その他の事務に関して、点検と評価をしながら、市町村のホームページ等で6月30日までに公表することとされているところがございます。この通知に基づいてつくったということでございます。

それでは、2ページをお願いします。

まず、点検・評価の関係が2ページから9ページまででございます。

まず、2ページの大きな1番の農業委員会の状況でございますが、これは1年前に作成した活動計画、つまり平成28年3月31日現在の状況になりますけれども、その1年前の活動計画をそのままスライドしたものでございます。

それから、3ページに移りまして、2番、担い手への農地の利用集積・集約化の関係でございます。

1番の現状及び課題は、こちらも1年前の28年3月の状況で、管内の農地面積、国の統計面積になりますけれども、7,540ヘクタール、集積面積が2,094.6ヘクタールと、集積率27.8%というのが昨年の計画の段階ということですよ。

2番目、28年度の目標とそれに対する実績ということで、集積目標は2,458.1ヘクタールというところで、実績は2,972.6ヘクタールと。目標達成状況113.6%ということで、集積が進んだというところでございます。

続きまして、4ページでございます。

4ページに移りまして、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進の関係でございます。

1番の現状及び課題は、1年前の計画時の内容でございます。

28年度の目標及び実績の関係ですが、これが2番のところですね。2番のところ、算入目標は3経営体、目標面積が0.3ヘクタールというところでしたが、実績は9経営体、算入実績面積が5.8ヘクタールとなって、目標達成状況1933.3%というふうな数字が出ました。

この要因ですが、新規参入者9人のうち2人が比較的大規模な新規参入者だったということでございます。うち1人は、JAの新規就農育成対策事業で研修を受け、農地の世話を受けながら独立した方で、いきなり農地の取得面積1.8ヘクタールだったということでございますし、もう一人は、結婚後に新規就農者である夫のもとで農業に従事していたんですが、その後、実家からの贈与により農地を新たに取得するために、新規就農計画書を提出された方で、1.6ヘクタールということで、この2人を除けば、7経営体、2.4ヘクタールということございました。いずれにしても、新規参入は計画よりも大幅に進んだというところでございます。

5ページに移りまして、遊休農地に関する措置に関する評価ということでございます。

1番の現状及び課題は、1年前の計画時の内容です。

2番目、28年度の目標及び実績、解消目標44ヘクタールとしていたところ、実績は66.4ヘクタールということで、150%ほどの目標達成

率ということでございます。要因につきましては、昨年7月、8月の利用状況調査の前に遊休農地の所有者に文書指導をしてから調査に入ったということもありますし、また判定基準の厳密化というようなことも大きかったと考えています。

6ページに移りまして、5、違反転用への適切な対応の関係ですが、現状及び課題、こちら28年度3月現在ということで、2.6ヘクタールの違反転用面積が存在していたということですが、28番目の実績、2番目のところですが、3.2ヘクタールということで、結果として0.6ヘクタールふえてしまったということでございますが、この理由は、昨年4月から5月に改めて農地違反転用面積の洗い出しを行った結果、3.4ヘクタールまで面積がふえまして、その後、年度末までに是正指導等で0.2ヘクタール減らして、最終的に3.2ヘクタールとなったものでございます。

続きまして、7ページに移りまして、6の農地法等によりその権限に属された事務に関する点検ということでございます。

まず、1番、農地法3条に基づく許可事務ですが、1年間の処理件数は39件で、全て許可ということでございました。

2番、農地転用に関する事務ということで、農地法4条、5条の関係になりますけれども、1年間の処理件数76件ということで、意見を付して知事に送付したところでございます。

8ページでございます。

3番目、農地所有適格法人からの報告への対応ということで、管内の農地所有適格法人41法人から報告をいただき、その結果、特に問題なかったということでございます。

4番、情報の提供等でございます。

賃借料情報の調査・提供ですが、2,630件のデータを集計し、田や畑や樹園地別に賃借料情報ですね、平均とか最高額、最低額をホームページで提供したということでございます。

それから、2段目の農地等の権利移動の状況把握の関係ですが、2,177件ということでございます。農地法3条、4条、5条のほか、農用地利用集積計画、また利用配分計画案の件数について集計した結果でございます。

その表の一番下の農地台帳の整理ですが、28年度、非農地判断後の面積でございますが、8,387ヘクタールということで、農地台帳の整理を実施しております。

続きまして、9ページに移りまして、地域の農業者等からの主な要望・意見、対処内容ということで、農地利用最適化等に関する事務では、中山間地域を中心に存在する遊休農地や遊休化のおそれのある農地の利用促進策というようなところで、対処内容としましては、農地法施行規則第17条第2項の別段面積を設定して、要件緩和によりまして、多様な担い手への農地の参入促進を図るということで対応をしたところでございます。

その下の8番、事務の実施状況の公表等というところでは、総会等の議事

録のホームページへの公表、そして市長意見書の関係ですね、農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出等について記載をしてございます。

続きまして、10ページでございます。

10ページから12ページまでが、こちら、29年度の活動計画の内容でございます。

まず、10ページをごらんください。

農業委員会の状況ですが、こちら、1番、農家・農地等の概要については、27年度、最新の農業センサスから持ってきた数字、また国の統計資料、農業委員会の把握している台帳等の情報を根拠に記載をしたものでございます。

それから、11ページに移りまして、2番目、担い手への農地の集積・集約化の関係です。

まず、現状の関係ですが、管内の農地面積、統計面積7,460ヘクタールに対しまして、これまでの集積面積2,792.6ヘクタールということで、こちら、認定農業者とか認定新規就農者など、いわゆる担い手が耕作する面積ということで、自作地と借入地の合計面積ということで2,792ヘクタールで、集積率が37.4%となりますけれども、こちら、2番目、29年度の目標ということで、目標値は3,044.1ヘクタールとしたところでございます。目標設定の考え方は、過去3年間の集積面積の伸び率の平均としたところでございまして、考え方は昨年と同じでございます。

続きまして、3番目、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進の関係でございます。

現状及び課題、26、27、28年度と現状を記載しております。

29年度の目標としては、2番目のところですが、29年度の目標としては、6経営体で2.0ヘクタールとしました。目標設定の考え方ですが、経営体数は、過去3年間の平均としましたし、参入目標面積は、昨年度のちょっと特殊な大規模な方2人を除く過去3年間の平均で算出して、2ヘクタールとしたところでございます。

続きまして、12ページ、最後のページでございますが、遊休農地に関する措置の関係でございます。

管内の農地面積7,509.6ヘクタールというところで、現在の遊休農地、こちら、49.6ヘクタールということで、A分類の関係ですが、0.7%となります。

その下の2番目、29年度の目標活動計画の関係ですが、目標設定の考え方は、こちら、一昨年の実績値を採用しました。昨年の実績値は、遊休農地の判定基準の厳密化等によりまして解消面積が拡大したというような傾向が出ておりますので、一昨年の実績値のほうがより現実的だと判断して、一昨年の実績値を持ってきたものでございます。

最後、5番目、違反転用への適切な対応ということで、こちら、委員と協力しながら、また県と連携しながら、是正指導に取り組んでいくというこ

とでございますが、現在、3.2ヘクタールの違反転用の存在が確認されているところでございます。また、違反転用を行われてしまうと、是正指導が難しくなることから、農地パトロールを定期的を実施していただいて、早期発見、対応に努める必要があります。

活動計画としては、毎月の農地パトロール、県との連携による是正指導の実施、農地の利用状況調査を通して新規案件の把握や是正指導を行うこととしております。

以上が作成しました29年度の活動計画案の内容でございます。

恐れ入ります。また最初のページ、2ページをお願いします。

3番目のところ、今後の予定ですが、点検・評価と活動計画の内容が決定されましたら、ホームページに公表していきたいと思っておりますし、またあわせて県を通じて国に報告していくということでございます。

以上が議案11号の説明になるわけですが、ご審議の上、決定をいただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長

ただいまから質疑を行います。

ただいまの件に関しまして、発言のある方の挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ないようです。

議案第11号について、決定いただける方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。

全員賛成ということでありますので、本件は原案のとおり決定をされました。

続きまして、報告事項に入ります。

報告事項1、平成29年度松本市農業活性化シンポジウムについて、事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

それでは、引き続き15ページになりますけれども、29年度のシンポジウムの関係でございますが、先月に引き続き、またご協議をいただくわけでございますが、内容が固まってきましたので、ご報告をいたします。

2番の開催方針の関係でございます。

日時、また場所、それから主催、また目的につきましては、お手元の資料に記載したとおりでございます。ご確認ください。

(4)の参集者の関係でございます。実際にどのようなところにご案内を出すかというところですが、まず農業者、こちらは認定農業者や認定新規就農者に個別に開催のご案内を送付することとしております。それから、

農業協同組合の関係は、J Aの常勤役員、地区担当理事等を主体に出席者の取りまとめを行います。それから、生産者団体、具体的には農村女性協議会の関係とか、新しい農業経営者協議会、農業士会などの団体、また直売所、農産物加工施設にもご案内をして、協力依頼を行なうということでございます。行政関係者は、県と市、それから松本市議会、それからその他関係者としましては、具体的には松本市地産地消推進の店登録店舗、それから県の農業会議、松塩筑安曇農業委員会協議会、さらには商工会議所や商店街連盟、大学機関にもご案内をする予定でございます。

(7)のシンポジウムの内容でございますが、「松本市の農業を元気にするために」としました。シンポジウムの発表事例が多岐にわたりまして、一定のテーマに絞ることが難しいために、とにかく農業を前向きにとらえ、元気にしていくんだという考え方をそのままテーマにしたところでございます。

企画案につきましては、16ページをごらんください。

シンポジウムの内容ですが、第1部の基調講演では、経済産業省出身の山口幸文氏にご講演を依頼しております。山口氏は松本市のご出身で、現在は中小企業基盤整備機構国際交流センターの審議役でございます。平成27年にスタートした松本市と台湾・高雄市との交流では、交流の推進にご尽力をされ、その当時、日本台湾交流協会の高雄事業所副所長を務めていた方でございます。山口氏には、まだ仮称ですが、「東南アジア情勢と経済交流の可能性」というようなグローバルなテーマで、農業のことにも触れながらご講演いただくという内容でございます。

続きまして、第2部の事例発表では、3者をお願いをしております。

事例1は、新規就農者調整中となっておりますが、実際には決定しまして、波田の石綿さんに決定をいたしました。石綿さんは、先月の定例会で配付しました、けさの新聞にも載っておりますけれども、「農家の本音」と題する新規就農者の声を集めたカラー刷りのリーフレットに載っている新規就農者のお一人になります。石綿さんには、新規就農の経緯や職業として積極的に農業を選択する意味について、また女性農業者の仲間づくり等について発表いただく予定としております。

続きまして、事例2では、松本ハイランドから発表いただきます。若干ちょっとまだ内容固まらない部分はあるんですが、リンゴの新たな販路開拓の取り組みということで、リンゴ栽培の歴史は変遷、また加工用等向け、具体的にはアップルパイ向けとかジュース用の開拓、またJ Aが進める元気づくり支援対策等について発表いただく予定でございます。

最後に、事例3では、クラフトビール製造会社「松本ブルワリー」から発表いただきます。商工業者の視点から農産物の需要創出の可能性ということで、地元産の大豆、ホップ、果物を使った地ビールの醸造や取り組み、今後の計画、将来展望等について、明るい発表をしていただく予定でございます。

最初に触れましたとおり、一定のテーマに絞ってシンポジウムを計画することができませんで、結果的に基調講演や事例発表は多彩な内容となりま

したが、とにかく明るい希望を持って農業を元気にするためにという方向でシンポジウムを開催していきたいと思います。

1 ページ戻っていただいて、15 ページへまたお戻りください。

3 番目の今後の進め方でございますが、細部についてはこれから調整を進めますけれども、(3) の参加者の確保が大変重要になります。案内先には、6 月上旬をめどに開催通知を発送いたしますが。農繁期に入りまして、Mウイングまで足を運んでくれる方はかなり少ないことが予想されます。もちろん広報まつもとや新聞等にも掲載して、参加者の確保に努めますけれども、委員の協力もぜひともお願いしたいところでございます。

そこで、委員それぞれが1名以上の参加者を確保して、会場に連れてきていただくように何とぞご協力をお願いしたいと思います。現在、シンポジウムのチラシ作成を進めておりますが、チラシができ上がりましたら、6 月上旬をめどに委員に送付したいと思います。お送りするチラシを集客に活用していただくようお願いしたいと思います。

また、最後、シンポジウム終了後、交流懇親会を予定しております。出席は、農協役員、理事者の農業委員が中心になりますけれども、ホテルブエナビスタで予定しておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

以上、シンポジウムの内容について報告をいたしました。よろしく申し上げます。

議 長

シンポジウムの内容について、今、板花補佐から説明があったわけですが、このことに対しまして質問、意見ありましたら、お願いいたします。

当初、輸出、果物のリンゴ等に対しましての輸出のことを1つのテーマとして考えたいというふうな思いがあったわけですが、なかなか、先月お話ししましたように、なかなかそれぞれの国にそれぞれの事情があって、なかなかそのところに切り込むのに大変難しいというような話でございまして、山口さんは比較的、そんな意味で、積極的に松本とよその国との、特に台湾とか東南アジアに対しまして、積極的にかかわっていただいているというふうなことの中でお願いしているわけですが、ぜひとも、15 ページの3のとおり、農業委員の皆さんご協力いただいて、ぜひこのシンポジウムも大勢の皆さんに参加していただいて、盛り上げていただければと思うわけがあります。

質問、意見ありませんか。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、7月3日には、どうか委員の皆様の協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

次に、報告事項2、4月定例部会の報告に入ります。

なお、農振部会では議案がありませんでしたので、報告はありません。

それでは、上條農地部会長からお願いいたします。

上條（陽）農地部会長 それでは、17ページをごらんください。

4月定例農地部会の報告を申し上げます。

4月28日開催の農地部会において、議案10件につきまして、それぞれ慎重に審査を行った結果、いずれの案件も許可、承認または決定されました。その内容は、それぞれに記載してあるとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

また、農地法第4条及び第5条のそれぞれの許可、承認案件につきましては、4月20日に上條萬壽登委員及び太田辰男委員のお二人がそれぞれに現地を確認しておりますので、申し添えます。

以上説明申し上げまして、4月の定例農地部会の報告とさせていただきます。

議 長

ありがとうございました。

続いて、報告事項3、主要会務報告につきましては、資料18ページのとおりでありますので、ご参照いただければと思います。お願いいたします。

以上で報告事項は終了いたしました。

続きまして、その他の項目に入ります。

最初に、松本農業改良普及センターから説明をお願いいたします。

西嶋補佐、お願いします。

西嶋松本農業改良普及センター課長補佐 農業改良普及センターの西嶋でございます。

お手元に平成29年主要農作物の生育概況のまとめというのが上になった資料があるかと思っておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

それぞれ20日付ということでございますけれども、若干状況変わってきているところもございますけれども、後のほうに気象表もつけてございませうけれども、ことしの特徴といたしまして、非常に3月といいますか、2月の下旬といいますか、くらいからずっと降水量少な目ということで、若干温度も3月の上旬と下旬、低目で推移しておりまして、ようやくここへ来て暑い日が来ているというふうなことで、いずれにしてもまとまった雨が少ない状況が続いているところではないかなというふうに思います。その辺の影響が若干来ているかなということでございます。

田植えの関係等も順調に済んでおりまして、20日現在で八、九割は終了しているというところでございます。状況としましては、その後も温度といいますか、高温に恵まれまして、活着、初期成育については良好ということでございます。

それから、麦のほうも、大麦は平年並みの出穂であったわけではありますが、小麦については若干のおくれというようなことでございます。そこには状況によって畝間かん水というようなことが書いてありますが、この後、若干といいますか、雨が20何ミリか降っておりますので、そこまでは必要がなくなっている状況になっております。

果樹については、当初、生育おくれ大分あったということですが、温度、高温の影響を受けまして、ほぼ平年並みになっているというようなことで、すみません、それから5月22日に塩尻市、奈良井から山辺にかけてまして、東部中心に降ひょうがあったわけでございますけれども、まだ時期的にそれほど大きな被害を受けるものはなかったということで、被害額を出すというところまではいっていないというのが現状でございます。

それから、野菜類につきましても、レタスで準高冷地の出荷の終盤になってきておりますけれども、ほぼ順調に、若干温度が高かった状況、それから雨を受けたというふうなことで、病気が散見されている状況でございます。ただ、生育といいますか、生産状況はいいというふうなことで、安値傾向が続いているというふう聞いてございます。

それから、セルリーの関係も、若干の高温干ばつの影響を受けまして、そこに穴あき症状というふうなことが書いてありますけれども、特に安曇のほうで穴あき症状が多いというふうなことを聞いております。急激な高温といいますか、の影響を受けて、急に生育が進んだことが、この原因ではないかなというふうなことでございます。

それから、スイカの関係も、順調に生育されているかなというふうに思います。

裏に行きまして、イチゴの関係等も、順調にほぼ推移をしております。

アスパラの関係も、ややおくれたの出荷となっております。ことし、全般的に、全県的にどうもそういう傾向があるかなということのようではございますけれども、そこには書いてございませんけれども、収量、例年に比べて少な目に推移しているということでございます。その原因につきましては、昨年秋の長雨等によりまして病気といいますか、によりまして、貯蔵分の量が若干やっぱり少なかった、貯蔵量が少なかったというようなことがあるかと思えますし、春先の低温、それからやはり少雨の影響というのが大きいのではないかなというふうに思っております。

花の関係につきましても、ほぼ計画どおりといいますか、順調に推移しているというふうに聞いております。

飼料作物につきましても、そこにありますように、例年になくといいますか、順調に推移をしているというふうなことでございます。

すみません、今回は、その次の紙行きます、2枚目に行きますと、松本と沢村のところに旧気象庁というか、測候所があるわけですがけれども、その地点のところと、それから松本空港のところに今井という観測地点がございますので、そのものを両方載せて、余り大きな違いはないかなと思えますが、参考にしていただければと思います。

それから、もう1枚、すみません、3枚目のページですけれども、農業経営者協会の関係、松筑支部の関係、農業委員さんの中も会員さんいらっしゃいましたり、各区に会員さんがいらっしゃったりというふうなこともありますけれども、支部の独自行事ということで、第13回の公開講座ということで計画をしております。6月22日にJA中信会館の4階の会議室で行います。今回は、明科の池上洋助さん、会員でございますけれども、

の土づくりの関係といたしますか、土壌分析に基づいた作物管理というふうな話をさせていただく予定になってございます。参加ご希望の方は、また私のほうに申し出ていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

最後に、本当はもう少したってからというか、来月くらいにもう一回出させていただきたいかなと思いますけれども、熱中症の予防ということで、きのうも30度を超えたような天気でありますし、きょうもちょっと暑い、上着がちょっと要らないような天気になってございますけれども、特に湿度が高くなっている状況にございます。湿度が高いときは、温度の条件がそんなに高くなくても熱中症になりやすいというような条件がございます。6月はそれほどでもないんですけれども、7月、8月というのは非常に熱中症による事故が多くなっております。次回といたしますか、また出したいかなというふうに思いますが、特にここ何年か、全国でもこの10年間で172件というふうな死亡事例があるというふうに聞いてございます。特に、70代、80代のお年寄りといたしますか、高齢者の方が被害に遭われることが多いということでございますので、注意をしていただきたいと。水分を十分とりながらやっていただくということが重要になってまいりますので、よろしく願いいたします。

私のほうからは以上でございます。

議長

ありがとうございました。
その他ですが、小西補佐。

小西局長補佐

私から2点確認です。

6月7日水曜日、午後2時から、Mウイング6階で年金協議会の総代会を開催いたしますので、またよろしく願いいたします。

講演会ですが、総会終了後ありまして、その後、この3階で懇親会になっております。会費500円となっておりますので、よろしく願いいたします。

きょう、出欠席のほうを多くの委員さんいらしていただきまして、まだちょっと数名未提出の委員さんおりますので、またお願いいたします。

それと、もう一点ですけれども、本日5時45分からホテル花月梓の間で農業委員会懇親会を開催いたしますので、よろしく願いいたします。

部会もし早く終了するかもしれませんが、一応5時くらいを目安に花月のほうへ行っていただけたらと思いますので、部会のお部屋でちょっとお休みいただくようなことをお願いいたします。

以上です。

議長

その他ですが、委員の皆さんで何かありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

以上で本日用意をいたしました案件は全て終了いたしました。

これで議長を退任をさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

14 閉 会

古沢会長代理

農業委員会会長

議事録署名人 44番

議事録署名人 45番

平成29年5月

農地部会議事録

松本市農業委員会

平成29年5月 松本市農業委員会 農地部会 議事録

- 1 日 時 平成29年5月31日（水）午後3時00分から午後4時20分
- 2 場 所 東41会議室
- 3 出席委員 19人 1番 森田 大樹
2番 青木 秀夫
3番 上條萬壽登
4番 赤羽 隆男
5番 上條 陽一
6番 上條英一郎
7番 塩原 忠
9番 柿澤 潔
10番 岡村 時則
11番 伊藤 修平
12番 上條 信
13番 百瀬 道雄
14番 菅野 訓芳
15番 上條信太郎
16番 小沢 和子
17番 古沢 明子
18番 柳澤 元吉
19番 丸山 敏郎
20番 赤羽 米子
- 4 欠席委員 1人 8番 太田 辰男
- 5 部会長挨拶 上條陽一農地部会長
- 6 会議の成立 農業委員会等に関する法律第22条第4項で準用する第21条第3項により成立
- 7 議長就任 松本市農業委員会部会規則第3条により上條陽一農地部会長が議長に就任
- 8 議事録署名委員の指名及び書記の任命
〔議事録署名委員〕 3番 上條萬壽登 委員
4番 赤羽 隆男 委員
〔書記〕 農業委員会事務局係長 齋藤 信幸
- 9 議 事

(1) 議 案

- (ア) 農地法第3条の規定による許可申請許可の件
議案第12号～15号
- (イ) 農地法第3条の規定による公売農地の買受資格適格者証明申請承認の件
議案第16号
- (ウ) 農地法第4条の規定による許可申請承認の件
議案第17号～18号
- (エ) 農地法第5条の規定による許可申請承認の件
議案第19号～23号
- (オ) 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件
議案第24号～26号
- (カ) 農用地利用集積計画の決定の件
議案第27号～28号
- (キ) 農用地利用配分計画案の承認の件
議案第29号

(2) 報告事項

- (ア) 現況証明の交付状況の件
- (イ) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- (ウ) 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- (エ) 農地法第4条の規定による届出受理の件
- (オ) 農地法第5条の規定による届出受理の件
- (カ) 農地法第4条の規定による農業用施設届出の件

10	出席職員	農業委員会事務局	係	長	齋藤 信幸
		〃	主	査	長田由紀子
		〃		〃	大内 直樹
		〃	技	師	阪本 考司
		農林部農政課 担い手担当	主	事	古田 和之

11 会議の概要

議 長

それでは、議事に入ります。
議案番号第12号から15号、農地法第3条の規定による許可申請許可の件、4件につきまして上程いたします。
それでは、事務局から一括説明を求めます。
大内主査、お願いいたします。

大内主査

よろしく申し上げます。
それでは、議案書の2ページをお開きください。よろしく申し上げます。
農地法第3条の規定による許可申請の件です。
議案番号第12号、本庄にお住まいの〇〇〇〇さんが所有します高宮中〇

〇〇-〇、地目、台帳、現況ともに畑、114平米、1筆を高宮中にお住まいの〇〇〇〇さんが農地の効率的な利用のため、売買により許可後、所有権移転をするものです。

続きまして、議案番号第13号、塩尻市にお住まいの〇〇〇〇さんが所有します和田字東久保〇〇〇〇、地目、台帳、現況ともに田、2,659平米、1筆を神林にお住まいの〇〇〇〇さんが農業経営規模拡大のため、売買により許可後、所有権移転をするものです。

続きまして、議案番号第14号、里山辺にお住まいの〇〇〇〇さんが所有します里山辺字柳田〇〇〇〇-〇、地目、台帳、現況ともに田、1,085平米、1筆を波田にお住まいの〇〇〇〇さんが農地の集約化のため、交換により許可後、所有権移転をするものです。

続きまして、議案番号第15号、波田にお住まいの〇〇〇〇さんが所有します里山辺字上金井〇〇〇〇、地目、台帳、現況ともに畑、1,051平米、1筆を里山辺にお住まいの〇〇〇〇さんが農地の集約化のため、交換により許可後、所有権移転をするものです。

なお、これらの件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていることもあわせて申し上げます。

以上4件です。よろしく申し上げます。

議 長

それでは、最初に議案番号12番につきまして、地元の委員さんの意見をお願いしますということで、12番は旧市内でございます。青木委員さん、お願いいたします。

青木委員

場所的などころですが、〇〇〇〇を西側に行ったところの信号機を右側へずっと入っていくところ、それから反対側のところへ行くと、〇〇〇〇〇の西のほうに行きますと、信号機やコンビニがある、あれを左側へ行きました真ん中あたりが場所なんです、〇〇さんのところの土地を分筆をして申請をしてきているんですが、そこへ行って見ましたんですが、話を聞きましたら、何か前からここは借りていたところみたいなんです、この〇〇〇さんの土地がその奥に3枚の田んぼになっていて、かぎっこになっていて、最近ではコンバイン使うもんですから、入りづらくて、何か借りていたようなんですが、それで今回やっと分筆をしていただいて、土地を手に入れることができ、申請に至ったというところで見えてまいりました、既にきれいにこのところは刈り取ってあり、それからここを畑としてもまた使いたいというようなことで見えてまいりました、特に問題ないと見えてまいりました。

以上です。

議 長

それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 それでは、ご意見等がないようでございますので、集約したいと思います。
議案番号12番につきまして、原案どおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり許可することと決定いたします。
続きまして、議案番号13番でございます。和田でございます。赤羽のほうから地元意見をお願いいたします。

赤羽委員 場所は和田ですけれども、持っていた人は広丘、それから買う人は神林ということで、人ごとのような話ですけれども、一応〇〇〇〇さん、これ、経営も結構やっています。以前に和田の遊休農地を買ってもらった人なんですけれども、今回のこの田んぼも、〇〇さんの家と今度中央道のジャンクションができるちょうど中間くらいになるんですが、〇〇さんの家からだとトラクターで5分程度で行きます。しかも現地はもう田植えが終わっていましたんで、もう〇〇さん、多分つくり始めているのかなという気もしないでもないけれども、もう遊休状態じゃなくて、使っていますので、問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようでございますが、神林の塩原委員さん、もし〇〇さんという方、様子がわかりましたら、お願いしたいんですが。

塩原委員 後継者もいますし、今、面積も多くやっている方で、田んぼも近いんで、問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。他に何かありましたら。

[質問、意見なし]

議長 それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。
議案番号第13号につきまして、原案どおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。
続きまして、議案番号14番でございます。里山辺でございます。百瀬委員さん、お願いいたします。

百瀬（道）委員 里山辺の上内さんと25日に14、15両方見てきましたけれども、〇〇さんという方は、これ、〇〇さんというのは、下の〇〇〇〇さんのおじいちゃんの名前なんですけれども、それで〇〇さんと、下も一緒に言っていますか、関連があるもんですから。農地の交換なんですけれども、この〇〇さんという方は、山辺の〇〇会長をやっておられて、結構多くブドウをやっているもんですから、集約したいということで、うちの近くへ〇〇さんが持っている畑の果樹園を自分のところのうちの近くへ持ってきて、それで田んぼを〇〇さんのほうへやって、交換したいという感じですね。

それで、両方耕作されていまして、何で〇〇の〇〇さんがこの土地を持っているかという、もともとお嫁に行った方で、この土地を相続されたと思います。それで、〇〇さんがそのところを自分のところへ集約したいということで、ちょうど条件が合ったもんですから、交換という感じになったと思います。

両方耕作されていますもんですから、問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。他の委員で質問やご意見がありましたらお願いいたします。
はい、どうぞ。

青木委員 〇〇から通っていらっしゃるということですか。

百瀬（道）委員 そこは、事情はちょっとわからないんですけども、今まで〇〇さんが今度は受け継ぐところの果樹園は、結構古い木で、もう何十年もつくっているような果樹園ですね。それで、今度〇〇さんが売るほうは、今、ソバをつくっていたような感じ。実際の田んぼじゃなくて、ソバを転作したような農地ですので、〇〇さんも通ってくるとすれば、そっちのほうが好きじゃないかと思えますけれども。実際は私も見たことないもんですから、ちょっと確認していませんけれども。

議長 はい、どうぞ。

上條（英）委員 面積的には同じような面積なんですけど、これは土地交換で、金銭的なものは発生はしないということですか。

百瀬（道）委員 そうですね。

議長 これ、〇〇さん、どっちがお父さん。

百瀬（道）委員 ○○さんですね。

議 長 ○○さんのほうがお父さんだね。

議 長 ほかに何かありましたら。

[質問、意見なし]

議 長 ないようでございますので、順番ということで14号のほうを先に行います。

議案番号14号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものといたします。

続きまして、議案番号15号でございますが、これも原案どおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。

それでは、続きまして、議案番号の16号でございます、農地法3条の規定による競売農地の買受資格適格者証明申請承認の件、1件につきまして上程いたします。

それでは、事務局から一括説明を求めます。

大内主査、お願いいたします。

大内主査 お願いします。

それでは、議案3ページをお開きください。

農地法第3条の規定による公売、今度は公売農地の買受適格者証明申請承認の件です。

波田にお住まいの○○○○さんが所有します波田字中下原○○○○、地目、台帳、現況ともに畑、456平米を波田にお住まいの○○○○さんが関東甲信越国税局で行われる公売に参加するための買受資格適格者証明所の申請を承認するものです。

入札日は平成29年6月6日です。落札の後に農地法第3条申請につながるものです。

なお、申請者の○○さんは、農地法第3条第2項各号に該当しないため、承認の要件を満たしていることをあわせて申し上げます。

以上、よろしく申し上げます。

議長 それでは、議案番号第16号について、地元の委員さんの意見を申し上げます。森田委員さん、お願いいたします。

森田委員 ○○さんも一生懸命、スイカ、長芋、リンゴ、その他いろいろとやっていますので、経営規模拡大のためにはいいと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようでございますので、集約したいと思います。
議案番号第16号について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認をすることと決定いたします。

それでは、続きまして、議案番号第17号から18号、農地法第4条の規定による許可申請承認の件、2件について上程いたします。

なお、本件は農地法第5条の規定による許可申請案件と関係がありますので、関係する議案番号第20号及び23号も含めて説明をし、それから意見等の集約をお願いします、議案番号第20号から23号は、後ほど説明及び質疑を省略し、集約のみ行いますので、ご了承願います。

それでは、事務局から一括説明を求めます。

阪本技師、お願いいたします。

阪本技師 それでは、議案書の4ページをお願いいたします。

農地法第4条の規定による許可申請承認の件でございます。

議案番号17号と農地法5条の規定による許可申請承認の件、第20号につきましては、同時申請案件でございますので、あわせてご説明させていただきます。

○○○○さんの後継者、○○○○さんが一般住宅を新築するための一連の申請でございます。

それでは、議案番号第17号、塩尻市にお住まいの○○○○さんが寿豊丘字一本松○○○○-○、地目、台帳、現況ともに畑、54平米に一般住宅の敷地拡張をする申請です。都計法第29条許可申請中です。なお、隣接する宅地と一体利用し、総面積は387.57平米です。また、既存の農家住宅の敷地面積は333.57平米です。白地の農地です。農地区分に

つきましては、10ヘクタール以上の一団の農地に該当しますので、第1種農地と判断いたしました。立地基準については、農地法施行規則35条5項、既存施設の拡張で、拡張面積が既存敷地面積の2分の1を超えないものに該当しますので、問題ないと考えます。

あわせて5ページをごらんください。

議案番号20号、塩尻市にお住まいの〇〇〇〇さんが所有します寿豊丘字一本松〇〇〇〇-〇、地目、台帳、現況ともに畑、54平米に塩尻市にお住まいの〇〇〇〇さんが一般住宅を新築する申請です。使用貸借権の設定を行います。農地区分は先ほどの説明のとおりでございます。

4ページにお戻りいただきまして、議案番号18号と農地法第5条の規定による許可申請承認の件、第23号について、同時申請案件でございますので、あわせてご説明させていただきます。

〇〇〇〇さんの後継者、〇〇〇〇さんが農業後継者の別棟住宅を新築するための一連の申請でございます。

波田字長町下〇〇〇〇-〇、地目、台帳・田、現況・畑、347平米に農家住宅の敷地拡張をする申請です。農業経営者は〇〇〇〇さん、経営面積は1,399平米です。都計法省令第60条証明申請中です。なお、隣接する宅地と一体利用し、総面積は847.06平米です。また、既存の農家住宅の敷地面積は500.76平米です。白地の農地です。農地区分につきましては、松本電鉄上高地線下島駅から500メートル以内に位置しており、第2種農地に該当いたします。立地基準は、農地法第5条第2項、位置的代替性がない場合に該当しますので、問題ないと考えます。

あわせて6ページをごらんください。

議案番号23号、波田にお住まいの〇〇〇〇さんが所有します波田字長町下〇〇〇〇-〇、地目、台帳・田、現況・畑、347平米に安曇野市にお住まいの〇〇〇〇さんが農業後継者の別棟住宅を新築する申請です。使用貸借権の設定を行います。農地区分は、先ほどの説明のとおりです。

なお、4条の各案件については、転用目的を達成するための確実性や周辺の営農に支障を及ぼすおそれがないことなど、一般基準の各要件を満たしていると判断しております。

以上、2件、2筆、401平米になります。よろしく願いいたします。

議 長

それでは、まず最初に議案番号第17号についてでございますが、先ほど申し上げましたとおり、本件は議案番号20号との関係がございますので、あわせてご意見をお願いいたします。

それでは、地元の意見ということで、上條委員に説明をお願いいたします。

上條（萬）委員

寿から中山へ抜ける、今、新しくできた県道の道端、ちょっと奥へ入ったところですけども、今、もう整地されておりました、既存の宅地がその今の赤線の左側にあって、この手前に入り口の道路があるんですが、今の赤線のところを駐車場にしたいと、こういうことです。3方がうちに囲まれておりますし、右側のほうは畑で、自家用の畑があるんですが、問題は

ないだろうということで見えてまいりました。お願いします。

議長 それでは、続きまして現地調査をしていただきました委員さんの意見をお願いいたします。赤羽委員さんお願いいたします。

赤羽委員 ちょうど今の赤く囲った部分が該当。左側に古い家があって、壊しちゃったから、今度は一体でつくるということで、周りは住宅で、周りの農家に影響することはまず考えられませんから、問題ないと思います。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。
議案番号第17号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。
続きまして、議案番号18号でございます。波田でございますので、森田委員さん、地元の意見をお願いいたします。

森田委員 上高地線の下島駅から歩いて5分くらい北のほうへ下ったところです。私の隣組の範囲です。左のところの前に市道がありまして、市道の前は田んぼが〇〇さんの田んぼ、裏にも田んぼがありますし、真ん中の緑の木の反対側も自分の所有のところ、周りには何も影響ないところですので、いいと思います、よろしくお願いします。

議長 続きまして現地調査をしていただきました委員さんお願いいたします。

上條（英）委員 今、お話があったとおりのことです。左側は道路で、あそこに建物見えていますが、それは自分の家というか、その手前のところへ分家を出すということで、周りに対する影響はないと思います、よろしくお願いします。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。

議案番号第18号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。それでは、続きまして、議案番号第19号から23号でございます。農地法第5条の規定による許可申請承認の件、5件について上程いたします。

なお、議案番号第20号及び23号につきましては、ただいま審議が終了しておりますので、集約のみを行います。

それでは、事務局から一括説明を求めます。

阪本技師、お願いいたします。

阪本技師

それでは、議案書の5ページをお願いいたします。

農地法第5条の規定による許可申請承認の件でございます。

議案番号第19号、島内にお住まいの〇〇〇〇さんが所有します島内字市田花見〇〇〇〇-〇〇、地目、台帳、現況ともに畑、24平米に島内にお住まいの〇〇〇〇さんが通路用地とする申請です。所有権移転を行います。農地区分につきましては、島内出張所から500メートル以内に位置しており、第2種農地に該当します。白地の農地です。立地基準は、農地法第5条第2項2、位置的代替性がない場合に該当しますので、問題ないと考えます。

議案番号第20号は、先ほどご説明しましたので、割愛させていただきます。

続きまして、議案番号21号、辰野町にお住まいの〇〇〇〇さんが所有します中山字千石〇〇〇〇-〇、地目、台帳、現況ともに畑、125平米を中山にお住まいの〇〇さんが駐車場を新設する申請です。所有権移転を行います。白地の農地です。農地区分につきましては、10ヘクタール以上の一団の農地に該当しますので、第1種農地と判断しました。立地基準については、農地法施行規則33条4項、集落接続に該当しますので、問題ないと考えます。

続きまして、議案番号22号、波田にお住まいの〇〇〇〇さんが所有します波田字巾下〇〇〇〇、地目、台帳、現況ともに田、1,269平米を笹賀にあります〇〇〇〇が太陽光発電設備を新設する申請です。所有権移転を行います。白地の農地です。農地区分につきましては、松本電鉄上高地線淵東駅から500メートル以内に位置しており、第2種農地に該当します。立地基準は、農地法第5条第2項2、位置的代替性がない場合に該当しますので、問題ないと考えます。

議案番号第23号は、先ほどご説明しますので、割愛させていただきます。

なお、各案件につきましては、転用目的を達成するための確実性や周辺の営農に支障を及ぼすおそれがないことなど、一般基準の各要件を満たして

いると判断しております。

以上、5件、5筆、1,819平米になります。よろしく申し上げます。

議長 それでは、最初に、議案番号第19号につきまして、地元の委員さんの意見をお願いします。菅野委員さんお願いいたします。

菅野委員 29日に地元の委員3人で現地へ行って見てまいりました。〇〇さんが〇〇さんの自宅に入るには、ここしかない。ほかにもう入っていくのがどこにもないですね。それで、今まで畑だったんですが、父の代に譲渡をするという約束で道路として使っていたわけですが、今回改めて申請が出たということです。何ら差し支えはないと思います。

議長 それでは、現地調査をしていただきました委員さん、上條委員さん、お願いいたします。

上條（英）委員 今説明あったとおり、後ろのほうに建物が見えますが、そこへ行くための通路として買い受けると。だから、従来は道がなくて、畑のところを行っていたということだもんで、それを是正するというような意味合いもありますので、周辺に対する影響もないものですから、承認をしたいと思いません。

以上です。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようでございますので、集約したいと思います。
議案番号第19号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。
それでは、続きまして、議案番号第20号でございます。
この案件につきましては、先ほど説明したとおり、審査につきましては終わっておりますので、ここでは集約だけしたいと思えます。
議案番号第20号につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。

それでは、続きまして、議案番号第21号でございます。中山でございますが、本日は地元の委員さん、太田委員さんがお休みでございますので、事務局からお願いします。

長田主査

それでは、太田委員さんのほうから連絡を承っていますので、報告をさせていただきます。

場所は、埴原南公民館よりもさらに上のほうに上がっていったところにあります。周辺が集落に囲まれており、今回申請をする〇〇さんは、〇〇〇業をやっておりまして、家のすぐ近く、事務所のすぐ近くに駐車場を探していましたところ、この〇〇さんがもともと辰野町から耕作をしていましたが、高齢になり、なかなか来て耕作をするのが難しいということで、今回お互いの意見が合致しまして、申請になったようです。

駐車場の利用としては、お客様駐車場と、あと従業員の駐車場で使いたいということで、特にいいのではないかとということで承っております。よろしくをお願いします。

議 長

それでは、現地調査をしていただきました委員さん、どちらか。

赤羽委員

写真のとおり、牧草地ということなんですけれども、今、左側ですけれども、右のほうも住宅で、3方住宅、それでこちら側は道路ですから、周りに影響はないし、駐車場で、周りに影響及ぼすこともないし、それから向こうに見えるうちの近くが、今のその〇〇屋さんの事務所なんで、歩いて来ても1分程度で来れるということで、条件もよさそうなんで、辰野町から来るよりも、近場で利用してもらったほうがいいのかということで、よろしいんじゃないかと見てまいりました。

議 長

それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

では、ないようでございますので、集約したいと思います。
議案番号第21号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議 長

全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。
それでは、続きまして、議案番号第22号でございます。地元の委員さんの意見ということで、森田委員さん、お願いいたします。

森田委員

先ほども事務局からありましたけれども、上高地線の新島々駅に向かって

右側なんですけれども、石場で田んぼもできないということですが、草を刈ってきれいにしてありました。また、周りの人たちとも話をして、了解を得ているということですので、よろしくお願いします。

議 長 それでは、現地調査をしていただきました委員さん、上條委員さん。

上條（英）委員 今、森田さんの話のとおり、線路があって、そっちが南側になります。それで、左側のほうと手前と右側と、人家ありますけれども、南側のほう、太陽光発電やるんですが、南側が林になっていますから、光というか、反射しても、そんなには周りの民家に影響はないと思いますし、周辺の同意もいただいているということなものですから、許可をしたいと思います。
以上です。

議 長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。
はい、どうぞ。

菅野委員 太陽光の場合ですが、地目はどういうふうになるわけですか。

議 長 お願いいたします。

長田主査 太陽光は基本的に雑種地になるかと思います。

菅野委員 農地じゃなくて、雑種地に変更されるということですか。

長田主査 太陽光の設置後に変更になります。

議 長 雑種地ね。
はい、どうぞ。

青木委員 譲り受けられる〇〇〇〇ですか、この会社は過去、実績はかなりあるんでしょうか。

前にもこの会で言いましたけれども、雑種地で雑草がでたり、管理するとか、排水だとかという問題がありますが、そういう面で、過去にほかのところにてきていれば、それなりに問題ないというふうに判断したいと思って言ったんですが。

議 長 はい、どうぞ。

阪本技師 実績自体は把握してないんですが、実際に案件があるようでございます。

議 長 いいですか。

議長 はい、どうぞ。

菅野委員 例えば雑種地で認可したとして、縛りというものはないわけかね。
例えば、雑種で許可しちゃうと、手を離れちゃうよね、農業委員会から。そうすると、もう太陽光は合わないで、住宅という場合に、それでも別に農業委員としてはもう許可した以上、何もないわけだね。

そうすると、そこへ、大きなビルを建てられたとしても、仮に、何でこんなところにビルが建つんだと、何でこんな許可をしたんだという問題が出てこないかね。私、それだけ一番ちょっと心配しているんだけどね。

太陽光で許可してもいいんだけど、例えば駐車場でとって、それは駐車場としなで、何年か後にビルとかそういうものを建ったときに、何の規制もないということも、ちょっとひっかかるんだけどね。

議長 どうぞ。

長田主査 実際に農地法で転用して、目的の物ができましたら、農地法からは離れてしまいます。ただ、この後、建物が建てられる場所かどうかというのは、これはもう別の法律、都市計画法等に基づきます。やはり調整区域であれば、建物を建てていい地域、だめな地域というのは、もう分けてあります。幾ら宅地があったとしても、雑種地があったとしても、それがそういった区域に入っていなければ、建築の許可はされません。あくまでも指導課のほうで確認をして、建物を建てていい場所かどうか、そういったところで判断をしますので、農地法を離れて雑種地になったら、後は何でも建てられるというものではありませんので、申し添えます。

議長 いいでしょうかね。

上條（英）委員 地目が変わったら、固定資産税も

議長 はい、どうぞ。

長田主査 地目変更すれば、農地転用の許可証をもって太陽光でやれば、現況が田以外のものになりまして、建物を建てれば宅地ですけれども、太陽光なので、雑種地ということに登記地目は変更されます。あくまでも法務局へ申請して、法務局の判断になります。

議長 ほかにご意見がありましたらお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。

議案番号第22号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。それでは、続きまして、議案番号の23号でございますが、これも先ほど質疑応答等は済ませておりますので、集約だけしていきたいと思っております。議案番号第23号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。それでは、続きまして、議案番号第24号から26号、引き続き農業経営を行っている旨の証明書願承認の件、3件につきまして上程いたします。それでは、事務局から説明を求めます。大内主査、お願いいたします。

大内主査

お願いします。
それでは、議案書の7ページ、8ページをごらんください。
引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件です。
議案書の議案番号第24号です。大村にお住まいの〇〇〇〇さんが大村〇〇〇、地目、田、3,946平米外3筆、合計6,896.16平米につきまして承認を受けるものです。
なお、〇〇さんの相続税の納税猶予は、平成18年11月2日から開始をしています。
あわせて、大村〇〇〇外2筆、合計6,176.16平米につきまして、特定貸付を行っています。特定貸付期間は、平成25年8月31日から平成29年5月31日までです。
続きまして、議案番号第25号です。笹部にお住まいの〇〇〇〇さんが笹部〇丁目〇〇〇-〇、地目、田、843平米外1筆、合計1,788平米につきまして承認を受けるものです。
なお、〇〇さんの相続税の納税猶予は、平成19年8月20日から開始をしています。
続きまして、8ページ、議案番号第26号です。島内にお住まいの〇〇〇〇さんが島内〇〇〇〇、地目、田、811平米外4筆、合計2,920.96平米につきまして承認を受けるものです。
なお、〇〇さんの相続税の納税猶予は、平成19年6月27日から開始をしています。
以上3件です。よろしく申し上げます。

議 長

それでは、一つ一つ議案を審査していきたいと思います。

それでは、最初に議案番号第24号でございます。地元の委員さんの意見を申し上げます。大村でございます。岡村委員さん申し上げます。

岡村委員

27日に荒井農業委員さんと立ち会いをしてまいりました。場所は、ボタンで有名な〇〇〇の南側に位置する場所ですけれども、この地番で、大村〇〇〇の畑は、この〇〇さんのご自宅のすぐわきにある畑でして、ここは奥さんですね、おばあちゃんがタマネギだとか、野菜を耕作されて、きれいになっております。

それからまた、大村〇〇〇-〇と〇〇〇-〇でございますけれども、この田んぼは、地番は2筆になってはいますが、1枚の田んぼになっております。これと大村〇〇〇の田んぼ、これにつきましては、ここにもありますように、〇〇さんという方に特定貸付をしているわけですけれども、この〇〇さんも、高齢で、もう70を超えているという年齢で、その割にはよく管理されておまして、やっぱり野菜ですね、レタス、それからネギ、いろいろなものをつくってました。きれいに耕作されています。以上です。

議 長

それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

それでは、ご意見等がないようでございますので、集約したいと思います。議案番号第24号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議 長

全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものといたします。

続きまして、議案番号第25号でございます。笹部でございます、青木委員さんお願いいたします。

青木委員

〇〇さんの自宅の裏に田んぼと、この田んぼと田んぼの間に少し小さな畑になっているんですが、その周りが全部住宅地で、実は19年、前回のときも見に行きましたんですが、全く同じ状態で、同じ作物で、時期的にも同じような時期だったものですから、タマネギだとか、松本一本ねぎとか田んぼがきれいにできておりました。周りの住宅も、そのまま全然変わることがないものですから、全く前回と同じように見てまいりましたので、問題ないと思います。

議 長

それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようでございますので、集約したいと思います。
議案番号第25号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。
続きまして、議案番号第26号でございます。島内でございます。菅野委員さん、地元の意見をお願いいたします。

菅野委員 この田と書いてあるところは、全て水稻が植わっています。それから、宅地と書いてあるところがありますよね、18.96。ここは台帳名が宅地なんだろうけれども、今は梅が植えてありました。だから、農地として管理しているということで、いいんじゃないかと思います。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようでございますので、集約したいと思います。
議案番号第26号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。
それでは、続きまして報告事項に入ります。
それでは、事務局から説明を求めます。
大内主査、お願いいたします。

大内主査 お願いします。
それでは、議案9ページからの報告事項です。全て書類等完備しておりましたので、事務局長専決事項により処理しましたので、よろしく申し上げます。
9ページ、(1)現況証明の交付状況の件、1件です。続きまして、10ページから11ページ、(2)農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、14件です。続きまして、12ページ、(3)農地法第3条の3第1項の規定による届出、10件です。続きまして、13ページ、

(4) 農地法第4条の規定による届出受理の件、3件です。14ページから16ページ、(5) 農地法第5条の規定による届出受理の件、14件でございます。17ページに行ってくださいまして、農地法第4条の規定による農業用施設届出の件、2軒です。農業用施設の届出の内容につきましては、後ほど担当から説明を申し上げます。

以上報告します。よろしく申し上げます。

長田主査

それでは、農地法第4条の規定による農業用施設届出の件について説明させていただきます。

まず、受付番号1番です。今井にお住まいの〇〇さんが今井字北耕地〇〇〇〇-〇、地目、台帳、現況ともに畑、60平米に農業用施設2棟を建築する届け出です。経営者は〇〇〇〇さん、経営面積は3万8,327平米、白地の農地です。

なお、建坪が登記簿面積より多いのは、農業用施設のほう、実測をしたら72.49平米あったけれども、登記簿上の面積は60平米だったということで、このままの数字で出しております。

続きまして、受付番号2番、波田にお住まいの〇〇〇〇さんが波田字清水〇〇〇〇-〇、地目、台帳、現況ともに畑、2,570平米のうち170.16平米に農業用施設1棟を建設する届出です。経営者は〇〇〇〇さん、経営面積は2万7,659平米、白地の農地です。

以上、2件、2筆、230.16平米です。

議長

それでは、ただいまの報告につきまして質問等がありましたらお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ないようでございますので、これら報告事項につきましては、事務局説明のとおり了解いただいたと思います。

それでは、続きましてその他ということで、事務局から説明を求めます。阪本技師、お願いいたします。

阪本技師

それでは、その他の事項でございます。

来月の日程につきまして、ご確認をお願いしたいと思います。

来月でございますが、山林化検討委員会、関係委員の方のみ、農地部会の日でございますが、6月30日金曜日、12時50分から農業委員会室にて開催します。

農地部会につきましては、6月30日金曜日、午後3時から、場所は第2委員会室になります。

次回の農地転用の現地調査は、6月21日水曜日を予定しております。農地転用の現地調査の委員さんにつきましては、7番の塩原委員さんと9番、柿澤委員さんですが、ご予約はいかがですか。

柿澤委員 6月21日は議会の最終日で、申し訳ないです。

阪本技師 それでは、岡村委員さん、よろしいですか。

岡村委員 21日ね。

阪本技師 はい。

阪本技師 それでは、塩原委員さんと岡村委員さんをお願いしたいと思います。
以上でございます。

議 長 それでは、お二人の委員さんはよろしく願いいたします。
農業振興部会が終了しておりませんので、しばらく休憩とします。

(休 憩)

議 長 それでは、議事を再開したいと思います。
続きまして、議案書の別冊をごらんくださいということで、議案番号第27号、農用地利用集積計画の決定の件について上程いたします。
本件は、農業振興部会に内容審査を委託しておりますので、農地部会ではその審査報告により決定をするものでございます。
それでは、農業振興部会長より内容の報告をお願いいたします。

田中農業振興部会長 ご苦労さまです。

先ほど開催されました農業振興部会において、議案第27号、農用地利用集積計画の決定の件について事前内容審査を行いましたので、報告いたします。

別冊の17ページをごらんください。

一般分については、52筆、7万2,705平米で、内訳は、貸し付け28名、借り入れが24名でありました。円滑化事業分は、213筆、34万9,487平米で、内訳は、貸し付けが124名、借り入れが86名でありました。経営移譲は、8筆、1万4,509平米でありました。利用権の設定は、198筆、35万1,680平米でありました、所有権の移転は、16筆、2万167平米でありました。第18条2項6号関係は、8筆、9,857平米でありました。農地中間管理権の設定は、78筆、12万1,451平米でありました。

以上の件につきまして、農業振興部会では事前内容審査の結果として、原案どおり問題なく承認すべきものとして意見集約いたしましたので、ご報告いたします。

議 長 ありがとうございます。

それでは、農業振興部会長からの内容審査の報告をいただきましたので、この報告に従って集約をしたいと思います。

議案番号第27号について、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり決定するものといたします。
それでは、続きまして議案番号第28号でございます。農業振興部会長より内容審査の報告をお願いするわけでございますが、委員に關係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、森田委員には退席をお願いいたします。

(森田委員退席)

議長 それでは、農業振興部会長、お願いいたします。

田中農業振興部会長 続きまして、同じく農業振興部会において、議案第28号の農用地利用集積計画の決定の件について事前内容審査を行いましたので、報告いたします。

別冊18ページをごらんください。

一般分は、3筆、4,082平米で、内訳は、貸し付けが2名、借り入れが1名でありました。円滑化事業分は、6筆、1万32平米で、内訳は、貸し付けが3名、借り入れが1名でありました。

以上の件につきまして、農業振興部会では事前内容審査の結果として、原案どおり問題なく承認すべきものとして意見集約いたしましたので、ご報告いたします。

議長 ありがとうございます。
それでは、振興部会長からの内容審査の報告をいただきましたので、その報告に従って集約いたします。

議案番号第28号について、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり決定いたしました。
それでは、森田委員さん、お入りください。

(森田委員入室)

議長 それでは、続きまして議案番号第29号、農用地利用配分計画案の承認の

件について上程いたします。

本件は農業振興部会に内容審査を委託しておりますので、農地部会ではその審査報告により承認をするものでございます。

農業振興部会長より内容審査の報告をお願いいたします。

田中農業振興部会長 続きます、同じく農業振興部会において、議案第29号、農用地利用配分計画案の承認の件について事前内容審査を行いましたので、ご報告いたします。

別冊21ページをごらんください。

農地中間管理権の設定関係については、78筆、12万1,451平米でありました。

別冊の22ページをごらんください。

中間管理権移転関係については、23筆、3万5,301平米でありました。

以上の件につきまして、農業振興部会では事前内容審査の結果として、原案どおり問題なく承認すべきものとして意見集約いたしましたので、ご報告いたします。

議長 ありがとうございます。

それでは、農業振興部会長から内容審査の報告をいただきましたので、この報告に従って集約いたします。

議案番号第29号について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり決定するものといたします。

どうもありがとうございました。

議長をおろさせていただきます。ありがとうございました。

12 議長退任

13 閉 会 赤羽農地部会長代理

農地部会長 _____

議事録署名人 3番 _____

議事録署名人 4番 _____

平成29年5月

農業振興部会議事録

松本市農業委員会

平成29年5月 松本市農業委員会 農業振興部会 議事録

- 1 日 時 平成29年5月31日（水）午後3時00分から午後3時45分
- 2 場 所 大会議室
- 3 出席委員 26人
- | | | |
|-----|-----|----|
| 1番 | 田中 | 悦郎 |
| 2番 | 萩原 | 良治 |
| 3番 | 三村 | 和弘 |
| 4番 | 荒井 | 和久 |
| 5番 | 伊藤 | 素章 |
| 6番 | 竹島 | 敏博 |
| 7番 | 百瀬 | 芳彦 |
| 8番 | 波場 | 秀樹 |
| 9番 | 窪田 | 英明 |
| 10番 | 前田 | 隆之 |
| 11番 | 丸山 | 寛実 |
| 12番 | 忠地 | 義光 |
| 13番 | 橋本 | 実嗣 |
| 14番 | 百瀬 | 文彦 |
| 15番 | 上内 | 佳朋 |
| 16番 | 細田 | 範良 |
| 17番 | 百瀬 | 秀一 |
| 19番 | 小林 | 弘也 |
| 20番 | 小松 | 誠一 |
| 22番 | 波多腰 | 哲郎 |
| 23番 | 河野 | 徹 |
| 24番 | 百瀬 | 貞雄 |
| 25番 | 中島 | 孝子 |
| 26番 | 金子 | 文彦 |
| 27番 | 波田野 | 裕男 |
| 28番 | 北川 | 和宏 |
- 4 欠席委員 2人
- | | | |
|-----|----|----|
| 18番 | 竹内 | 益貴 |
| 21番 | 三村 | 晴夫 |
- 5 部会長挨拶 田中農業振興部会長
- 6 会議の成立 農業委員会等に関する法律第21条3により成立
- 7 議長就任 松本市農業委員会部会規則第3条により田中農業振興部会長が議長に就任

8 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 17番 百瀬 秀一 委員
19番 小林 弘也 委員
〔書記〕 青柳主事

9 協議事項

- (1) 農用地利用集積計画の事前内容審査について
- (2) 農用地利用配分計画案の事前内容審査について

10 報告事項

平成29年度農作業・農業機械標準作業料について

11 その他

12 出席職員	農業委員会事務局	局長補佐	板花 賢治
	〃	主 事	青柳 和幸
	農 政 課	主 査	松村 豪治
	〃	主 事	古田 和之
	西部農林課	主 査	上條 裕之

13 会議の概要

議 長

それでは、協議事項に入ります。

初めに、協議事項項1、農用地利用集積計画の事前内容審査ですが、本件は総会において事前の内容審査を付託された議案第27号から議案第28号について審査を行うものです。

初めに、利用集積計画に載っている新規就農者について事務局から説明をし、その後、農政課から一括して説明をお願いします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

青柳主事。

青柳主事

それでは、今月の利用集積計画に載っております新規就農者についてご説明させていただきます。

議案の26ページ、一番最後のページをごらんください。

今月、5月の新規就農者の方になりますけれども、議案の中で1名いらっしゃいますので、ご紹介させていただきます。

お名前ですけれども、〇〇〇〇様、ご住所は塩尻市になりまして、今年31歳ということで、お願いいたします。

また、取得する農地につきましては、内田の農地を2筆借りるという形で、今回取得いたしますので、お願いいたします。

栽培予定は、野菜類等を中心として予定をされておりまして、今回借りる経営規模につきましては、約14アール、従事予定人数につきましては、

ご本人と奥様のお二人ということでご予約をいただいております。

なお、〇〇様につきましては、現在、ご両親のもとで研修をされておまして、二、三年後には出荷を開始したいということで、新規就農届出書をご提出いただいておりますので、よろしく願いいたします。

それから、ご住所が塩尻ということなんですけれども、内田の農地までは通作距離約5キロ、所要時間にして15分程度の場所にお住まいということで、お願いいたします。

また、農機具等につきましては、現在、ご自身では所有されていませんが、こちら、研修先のご両親からトラクター、管理機、草刈り機を借りて、農作業等を行っていらっしゃるということですので、よろしく願いいたします。

こちらの方につきましては、議案では1ページの18番、19番に載っておりますので、ご確認いただければと思います。

以上で新規就農の説明を終わらせていただきます。

議 長

それでは、農政課から一括して説明をお願いいたします。
古田さん。

古田（農政課）

農政課担い手担当の古田です。着座にて説明のほうをさせていただきます。よろしくお願ひします。

では、協議事項1、議案第27号、農用地利用集積計画の事前内容審査です。

17ページごらんください。

まず、全体の合計を読み上げて、その後、特記事項を読み上げていきたいと思ひます。

17ページ、同月の合計です。

一般分、面積合計が7万2,705平米、貸付人28名、借入人24名、合計の筆数が52筆。

円滑化事業分、合計の面積が3万4,948平米、貸し付けが124名、借り入れが86名、合計の筆数が213筆。

経営移譲です。面積が1万4,509平米、貸付人1名、借入人1名、合計の筆数が8筆。

利用権の移転です。合計の面積が3万5,680平米、貸付人6名、借入人6名、合計の筆数198筆。

所有権の移転です。合計面積が2万1,667平米、貸付人4名、借入人7名、合計が16筆。

第18条2項6号関係です。合計の面積が9,857平米、貸付人4名、借入人2名、合計の筆数が8筆。

農地中間管理権の設定です。面積が1万2,451平米、貸付人44名、借入人1名、合計の筆数が78筆です。

全体の合計面積が9万3,856平米、貸付人211名、借入人127名、合計の筆数が573筆。

協議事項 1 については以上です。

議 長

ご苦労さまでした。
ただいまの説明について、地元の委員の方から補足がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

なければ、ほかの委員の方でこの案件についてご意見等ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

それでは、集約したいと思います。
議案第 27 号について、原案どおり決定すべきものとして農地部会に報告することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。
全員賛成ですので、議案第 27 号はただいまのとおり農業振興部会終了後、農地部会にて報告することといたします。
続きまして、議案第 28 号について、原案どおり決定すべきものとして農地部会に報告することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。
全員賛成ですので、議案第 28 号は、ただいまのとおり農業振興部会終了後、農地部会にて報告することといたします。
続きまして、協議事項 2、農用地利用配分計画案の事前内容審査についてですが、本件は総会において事前の内容審査を付託された議案第 29 号について審査を行うものです。
それでは、農政課から説明をお願いいたします。
古田さん。

古田（農政課）

それでは、協議事項 2 を進めたいと思います。
19 ページをごらんください。
協議事項 2、議案第 29 号、農用地利用配分計画案の事前内容審査、農地中間管理権の設定関係でございます。
こちら合計を読み上げたいと思います。
21 ページをお開きください。

下の合計になります。合計の面積12万1,451平米、貸付人1名、借入人が11名、合計の筆数が78筆、こちら全て認定農業者への集積になっておりますので、下の集積率100%となっております。

ページおめくりください。

中間管理権のこちら、移転関係でございます。

こちら、全て〇〇〇〇さんから新しくできて移しました〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇への中間管理権の移転になっております。

下に行きまして、合計の面積が3万5,301平米、貸付人1名、借入人1名、合計の筆数は23筆です。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、まだ認定農業者として認められてはおりませんので、認定農業者への集積はゼロ%となっております。

協議事項2については以上です。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明について、地元委員の方から補足説明ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ほかの委員の方でこの案件についてご意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

それでは、集約したいと思います。

議案第29号について、原案どおり決定すべきものとして農地部会に報告することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[多数挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員多数ですので、議案第29号は、ただいまのとおり農業振興部会終了後、農地部会にて報告することといたします。

それでは、報告事項に入ります。

報告事項1、平成29年度農作業・農業機械標準作業料金について、事務局から説明をお願いいたします。

青柳主事。

青柳主事

それでは、先月報告ができなかったJA松本ハイランドの農作業・農業機械の標準作業料金について説明させていただきます。議案の別紙で皆さんにお送りしましたが、こちらの資料、標準作業料金表ということであるかと思っておりますので、ご確認いただければと存じます。よろしいでしょうか。

それでは、作業料金表についてご報告させていただきます。

松本ハイランド農協ですけれども、基本的には昨年度と金額は変わっていないのですが、数字上がった部分ございますので、そちらについてだけ報告させていただきます。

表にあります2、機械作業料金のうち、耕起の部分につきまして、ロータリーの水田、畑ともに税別にしまして100円、税込みで108円、金額が昨年度と比較しまして上がっておりますので、よろしくお願いたします。

同様に代かき、荒代と植え代両方ですけれども、こちらも税別100円、税込みにして108円、昨年度と比較しまして金額が上がっております。

それから、さらに下の収穫のコンバインの部分になります。分類、規模問わず、全て税別100円、税込み108円料金が上がっております。よろしくお願いたします。

なお、それ以外のものにつきましては、昨年度と同じということでお話をちょうだいしておりますので、ご確認をいただければと思います。

簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

議 長

ご苦労さまでした。

ただいまの説明について質問等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

これはこういうことでお決めたということですので、お願いたします。以上で議事を終了いたします。

その他で何かありましたら、皆さんのほうから。

[質問、意見なし]

議 長

よろしいですね。

じゃ、小林会長。

小林委員

ちょっとお願であります。先般、農政課から今年の農林業祭りの実行委員会が開かれまして、方向性をどういう形で持っていったらいいか。中村課長が就任したわけでありまして、農業委員会の皆さんに協力をいただいて、一貫目クイズは非常に盛況ですし、それから市民の皆さんも、あそこでいろいろ農産物を買ってもらって、農林業まつりは高く評価をされているというふうに思うわけですが、担当者から、いわゆる費用対効果をなんていう話があると。こういうものにそんな話するな、自分たちでちゃんとお祭りを企画して考えろというようなことを私、言ったわけですが、委員の皆様から、農林業祭りについて、意見を聞かせてもらえればと思います。今が良いか悪いかということから始まって、これからもどういう方向でやったら良いかという意見を聞かせてもらえればありがたいなと思いま

して、田中部会長さん、そんなことを聞いてもらいたいんですが。

議 長

ただいま小林会長からそういう意見を求められましたけれども、それぞれ皆さんからご意見を出していただきますけれども、内容、時期、方法ということですか。

▽

小林委員

公のこういうところがやっているのに、特に農林部のやっている仕事に、費用対効果というようなことを、以前〇〇〇〇がよくそういうことを言っていたけれども、どうもこうしたことを費用対効果としてとらえるということ自体おかしい。何か内容的にも、何かを減らすとか、何だのかんだのというような話がありまして、予算も削られたと。だからということと、それから私の思うところに、どうも目標なくやっているわけです。そんな気もするわけですが、その辺のところのご意見をいただければと。農業委員の皆さんは本当に実直にやって、さらに野菜などを持ってきてもらって、皆さんにお配りしているということが、私、非常に感謝もしているし、お祭りとして本当にいいことだなと思っているわけですが、それも含めて、皆さんの意見をお伺いしたいなと思っているところです。

議 長

費用対効果がないでやめろと言っているということですか。

小林委員

費用対効果を考えろと言っているようです。こういうお祭りに費用対効果があるのか、と思うんだけど、何せそんなことが最優先のようで。新興塾の人たちも協力してくれているし、女性協議会の皆さんも一所懸命やっているし、それからそれぞれの地域でも非常によくやってもらっているわけで、これはこれでいいと思うんだけど。どことなくそんな、どういう方向に持っていったらいいかということ、振興部会でどういう方向がいいというような意見をお伺いしたいです。

議 長

お祭りなので、費用対効果ということもないんだろうけれどもね。それぞれいかがですか。ご意見ある方、ちょっとお願いしたいと思います。細田さん。

細田委員

私も常々思っているんですが、農業というものは、やはりロマンがあっていいと思うし、そういう費用対効果ということをおっしゃると、キュウリにしても何にしても、農産物については相場でみんな動いているわけですね。自分がつくれば、キュウリ一本、どうしてもこれは原価から考えれば10円で売ってもらわなきゃいけないというやつが、5円になったり、2円になったら廃棄しろと、こういうことで我慢して百姓はやっているわけなんです。とにかく、我々考えていることは、農家の手取りの向上でもあるし、産地拡大ということをやりながら、松本市のこの産地を全国に知らしめしていくという、そのための農林業まつりをやっているわけで、松本市役所の職員にはもう少し考えてもらいたい。安曇野市と比較しても、

農業はこうあるべきだとか、農業の助成金というものを松本市に比べれば出してくれるわけですよ。同じ市役所であっても、農業というものに対して考えをもう少ししっかりやってもらわなきゃいけないのではないかなど、簡単に物事を考えているような感じがします。

したがって、農林業まつりはぜひやってもらいたいと思うし、そういうところに予算削減がされたと言うんだけれども、逆に盛ってくれるような形でないといけないんじゃないかということ強く要望します。

小林会長が言われたことに対して、私も賛成でありますので、農政課や、この農業委員会の事務局から、ぜひまた頑張ってもらって投げてもらいたいということやってもらいたいと思います。

言葉は大変申しわけなかったですが、以上です。お願いします。

議長

ありがとうございました。

閉会后出てくる意見書の内容についても、関係することが出てくるかと思いますが、細田委員の今おっしゃったこともつなげていくのが、我々の職責の1つだと思いますので、またお願いしたいと思います。

今、細田委員の話の内容でもいいですし、またそれぞれ前段で小林会長が趣旨をお話しされた内容でもいいですので、ほかの方でまた意見等がありましたら、お願いしたいと思います。

百瀬貞雄委員、何かありますか。

百瀬（貞）委員

農林業まつりは、細田さんが幅広い視点の中でもってお答えいただきましたけれども、そのとおりだと思います。

それで、これは継続して、地産地消ということ、市民と生産者が一体となるような、そういうことも非常に大事なことでと思いますので、これは続けていくべきだと思います。

議長

ありがとうございました。

やっていること全てが完璧だとは思いませんけれども、やはり中で精査しなきゃいけない。我々農業委員会のテントの中もそうだし、ちょっと改良しなきゃいけないところはあるとは思いますが、その中でも松本市農業の1つの手段として、やはり続けて、充実していってほしいというのは、農業振興部会の総意だというふうな意見だと思いますけれども、そんな方向で、ほかに何かありましたら、挙げていただきたいと思います。農林業まつりに特化した内容での今、議題の提案があった内容については、そういうようなスタンスだということによろしいでしょうか。

では、河野委員。

河野委員

今、予算の話から始まっているわけですが、農林業まつりに実際に行ってみれば、松本平には本当に豊富な農畜産物いっぱいそろっています。それを消費宣伝の意味も含めてアピールしていくというのがお祭りの一つの目的だと思います。

職員がどうこうとは言いませんが、お祭りですから、それぞれ担当の人たちが楽しんでやっていただくということが一番大事だろうと思います。我々も楽しんで参加をするということだと思います。

それで、費用対効果という話も出ましたが、お祭りだと、何万人来て、効果が何億円あったよというような数字を聞きますけれども、そういうものでもないなど。ですから、ぜひ盛り上げていって、続けていってほしい。前例踏襲じゃなくて、変えるべきところは変えながら、盛り上げていっていただきたいというのが私の思いです。

以上です。

議 長

ほかに質疑よろしいですかね。
では、中島委員。

中島委員

すみません。農村女性協議会はずっと米の消費拡大で、何年も前、〇〇会長のときには、五平もちを配っていたんですよね。ただ、余りにも作業が大変で、五平もちはやめようって、私が会長のときに決めたんです。今、おにぎりの中具材も最初は工夫したんですけれども、一番シンプルな梅とごま塩をご飯の味をよく知ってもらいたいということでやったら、随分と好評で、そのときのことをちょっと話したいと思います。おにぎりを体験したお客さまの中で、「このお米はどこのお米ですか」と聞いて、生産者の方と話をし、電話なんか聞いたりして、多分売ったりしていると思うんですけれども、確かに米の消費拡大になるんだなと思って様子を見ていました。あと梅漬けなんかの、これはどういうふうにやりましたかというような、そんなようなことも随分と会員とお客様との話があったので、農林業まつりは結構協議会としては盛り上がっていると思いますので、このまま続けて、米の消費拡大もよろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。
じゃ、小林会長。

小林委員

今、それぞれの意見をいただいたわけですが、もう一つ、かつては3時までやったわけですが、時間が長過ぎはしないかと。1時ころ終わろうという提案もあるわけですが、時間的な問題を話し合ってもらえればと思います。それから山辺のくだもの祭りもあるわけですが、今、農林業の関係で、くだもの祭りに補助金を出したり、リンゴのオーナー、ブドウの生産者にも補助金を出している。そんなことも市の農林部としてやっているわけですが、それについても、皆さんはどう思いますか。去年はよかったんですが、その前はくだもの祭りとかち合って、そしてお客さんが去年、おとしは余り来なかったということもありますし、くだもの祭りをやらないなら、お客さんがたくさん来るかというのも、疑問でもあります。会場についても、できるだけ使わないでほしいという話もあり、縮小傾向で何とかできないかという方向で話をしています。皆さんの意見を聞かせて

もらえればと思っているわけですが、私が個人的に思うことは、私も今、中山のそば祭りのイベントと、それから菜の花まつりのイベントの2つをやっているわけですが、かなりの人数が来てくれるわけですが、それに対して、お祭りということになりますと、人件費はほとんど出ないんですよ。材料費とその日の運営費というか、そんなことで全部終わっちゃうわけですね。地区のそばはおいしいという宣伝になるので、確かに効果はあるという中でやっているわけですから、費用対効果なんていうことは、その辺も勘違いしておりはしないかと。農林業祭りでは私たちはボランティアであれだけのことをやっているわけですから、皆さんでハッパをかけてもらいたいなという思いでございます。

議 長

今、会長からそういうお話もありましたけれども、ここで時間とかそういうのは、実行委員の皆さんや、それぞれの立場の人たちに任せるとして、基本的に従来どおり、なお充実してやってもらいたいということで、その辺でまとめさせてもらうということでもよろしいですかね。しかも、予算規模でも、人も、前向きに行ってもらうのが我々振興部会の総意だということで考えていきたいと思えます。

はい、忠地委員。

忠地委員

すみませんね。いずれにしても、小林会長、また皆さんの言われているとおりで、市長もよく「農は国の基である」と言っています。それに対して、予算のことがあると思えますけれども、やはり祭りというものは、どこの地区の祭りでも、費用対効果ばかり考えていけばいけないと思うんだ。

だけれども、農林業祭り、ただでやってくれても、そこである程度品物を買って、市内に皆さんが出て、また買い物をするんですから、そっちの経済効果も考えないで、その部分だけで費用対効果だと言っていけない。ほかのイベント、たとえば小澤征爾さんのイベントでも、松本の相撲でもそうだと思うけれども、それとは切り離して、全体的な経済効果のあるものだから。また今言う地産地消、松本市の農産物を売るために、市内外からも農林業祭りに来てくれるんだよね。そして、消費者と生産者とのつながりで、先ほど言ったように、お互いがおいしいからということで、直接かけ合いをしていくというような場合もあるので、ぜひこれは費用対効果じゃないということで、事務局もしっかりと交渉してもらっていただきたい。しっかり予算確保してもらって、盛大に開催していただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

議 長

ありがとうございました。

後ほどといいますか、議事終了後、意見書の作業をそれぞれしていただくわけですが、前段で出した内容は、最終的に我々の思想の一環としてそれが伝わってくるものだという感じもいたしておりますので、また、今、それぞれボトムアップの中で、一番下の作業を皆さんにお骨折りいただいているわけですが、松本市農業の思想を最終的にはうたい上げて、

それにはこうだということが最終的なフローになってくるんじゃないかと思っておりますので、前段の今、会長の提案といたしますか、議題の内容、それぞれ皆さんの意見の内容もまた一環とした中で出てくるんじゃないかというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

そういうことで、総意だということで、それぞれの会議とか、実行委員会の中でお願いしていきたいと思います。

その他の中で、また皆さん、何かありますか。よろしいですかね。

[質問、意見なし]

議 長

では、本日の議題は、これで全て終了いたしました。

これをもちまして議長を退任させていただきます。ありがとうございました。

14 議長退任

15 閉 会 河野部会長代理

農業振興部会長

農業振興部会長

議事録署名人 17番

議事録署名人 19番
